

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工事名：R6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事空調（扱い手確保型）（着手日指定型）

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具体的な施工計画	
<p>本工事は、鳴門総合運動公園の野球場を改築する工事である。公園内には陸上競技場や武道館、こども広場などの施設があり、仮囲いの外側は平時から多くの県民が利用している。そのため、公園利用者に対し、大型車両や重機（以下「大型車両等」という。）が園路を走行する際の安全対策や資機材の飛来防止対策が必要となる。また、仮囲い内側は施工ヤードが狭く、大型車両等が錯綜することから、大型車両等と作業員との接触事故を防止することや、高所での作業を行うため、高所作業時の作業員の墜落・転落事故を防止するための安全対策が重要となる。なお、建設産業の扱い手育成の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組（例：実際の施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしている。そのためには、取組の提案や提案を実施する際の関係機関との事前調整、安全確保等が求められる。これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <p>① 仮囲い外側の公園利用者に対する安全対策（工事車両の通行、資機材飛来） ② 仮囲い内側の作業員に対する安全対策（工事車両との接触、墜落・転落） ③ 建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等</p> <p>※③の申請について、契約後に実施の是非を受発注者で協議し、有効な取組みとして実施することとした提案については、その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。※③の申請について、受注後、関係機関等との事前調整の結果、実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工事名：R6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事空調（担い手確保型）（着手日指定型）

評価項目	「施工上の課題への対応」の的確性
具体的な施工計画	
<p>本工事は、鳴門総合運動公園の野球場を改築する工事である。 本工事は、各室からの換気用給排気口が建物外周側に集中するため、給排気ダクトと別途発注工事で施工する電気配管や給排水管と交錯する箇所が多く、天井裏の施工スペースも余裕がないことから、十分な事前検討が求められる。 また、令和8年9月から、別途発注工事の外構工事及びグラウンド工事を予定しているため、工事に遅れが生じないよう円滑な工程管理が必要となる。 さらに、本工事は、別途発注工事の建築工事、電気工事、管工事などの現場と輻輳することから、受注者は工事間で工程の調整を行い、円滑に工事を進捗させることが必要となる。 なお、本工事の受注者は、建築工事（1）の受注者が労働災害を防止するために設置する協議組織や発注者が開催する定例会議に参加する必要がある。 これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <p>① 給排気ダクトと他の設備工事との干渉部分における事前検討の工夫 ② 適切な工程管理を行うための工夫 ③ 別途発注工事と円滑に工事を進捗させるための工夫</p>	

※A4版1枚(1ページ)に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工事名：R6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事空調（扱い手確保型）（着手日指定型）

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
------	------------------

具体的な施工計画

- ① 仮囲い外側の公園利用者に対する安全対策（工事車両の通行、資機材飛来）

- ② 仮囲い内側の作業員に対する安全対策（工事車両との接触、墜落・転落）

- ③ 建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工事名：R6 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事空調（担い手確保型）（着手日指定型）

評価項目	「施工上の課題への対応」の的確性
------	------------------

具体的な施工計画

- ① 給排気ダクトと他の設備工事との干渉部分における事前検討の工夫

- ② 適切な工程管理を行うための工夫

- ④ 別途発注工事と円滑に工事を進捗させるための工夫

<記述上の留意点>

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工事名：〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評価項目	「〇〇〇〇」の適切性
------	------------

具体的な施工計画

〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。

- ① ○○・・・
- ② △△・・・
- ③ ■■・・・
- ④ ××・・・

※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、
テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！

特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。

なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないで注意すること。

また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

- ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合
- ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合
- ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合
- ④ A4版でない場合
- ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合

注1：手書きの場合も同様とする。

注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。

注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。

注4：空白行は、行数に含めない。

注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。

<記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限>

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。